

平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について

○改善・充実を図るもの ◇基本的な考えを継続するもの

1 基本的な考え方

公教育が果たすべき役割を踏まえ、次の考え方にに基づき公立高校入試制度の変更を行う。

- 高等学校への就学機会を保障するとともに、中学生が主体的に学校選択を実現できること
- 高等学校が自校の求める生徒像に合う生徒を求めることができること
- 中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること

2 実施の時期

- 現在の中学校2年生が受検する予定の平成29年度入学者選抜から実施する。

3 改善方針の内容

- (1) 一般選抜における第2志望校制度を廃止する。
 - 一般選抜で志願できる高等学校は1校とする。
- (2) 一般選抜では同一校内における学科間の複数志望を認める。
 - ◇ 一般選抜において、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校では、同一校内の異なる学科間の第1志望・第2志望等、複数志望を認めることにより、当該高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。
 - ◇ 同一校の全日制課程と定時制課程、本校と分校は同一校と考え、課程間または本校と分校間の複数志望を認める。
- (3) 一般選抜において1回に限り志願変更を認める。
 - 一般選抜の出願終了後に出願状況を公表する。その後1回の志願変更（志願校及び志願学科の変更）ができる。志願変更期間終了後に最終の出願状況を発表する。
- (4) 一般選抜の学力検査は各教科50点満点、合計250点とする。
 - 検査問題では思考力・判断力・表現力等をみることができるよう引き続き質の改善を図る。
 - 採点基準を明確にするために各問いの配点を圧縮する。
- (5) 第2次募集による選抜を実施する。
 - 全日制課程・定時制課程の一般選抜合格発表時点で入学定員に欠員が生じた学科において第2次募集を実施する。第2次募集での同一校内における学科間の複数志望を認める。
 - 第2次募集に志願できるのは公立高等学校に合格していない者で私立高等学校等に入学手続きを終えていない者に限る。但し、一般選抜で受検した高等学校への再志願はできない。
- (6) 松江市内の全日制県立普通科高等学校における通学区以外（以下「通学区外」という。）からの合格者の割合を拡大する。
 - 県内で唯一、通学区が定められている松江市内の松江北高校、松江南高校、松江東高校の普通科における松江市内の通学区外から合格できる入学定員に対する割合をこれまでの5%から20%に拡大して、学びたい高校で学ぶことのできる環境を整える。
 - 松江市内の松江北高校、松江南高校、松江東高校の普通科と理数科を2校にわたって出願することはできない。出願できる高校は1校のみとする。
 - ◇ 県立高校7校（松江北高校、松江南高校、松江東高校、出雲高校、大田高校、浜田高校、益田高校）の普通科における地域外から合格できる入学定員に対する割合は10%（出雲高校は5%）以内を維持する。